論　説

外国子会社合算税制における「出資の数」「出資の金額」及び「議決権のある出資」に関する考察

―国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決を題材として―

武蔵野大学経営研究所客員研究員
（元広島国税不服審判所
首席国税審判官）
山　縣　哲　也

◆SUMMARY◆

本稿は、国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決を題材として、外国子会社合算税制における持株会社に係るペーパー・カンパニー除外規定の適用上、米国 LLC に係る株式等保有割合をいかなる基準で判定すべきかを検討するものである。本件各 LLC 契約書には株式に関する定めがなく、本件各 LLC は株式を発行する法人とは認められなかった。また、LLC 法及び本件各 LLC 契約書のいずれにも、持分を共通の口数に細分化する定めがない一方、各構成員の拠出金額及び拠出割合は明示されていた。また、業務執行権限及び重要事項に関する承認権限は、出資口数又は出資金額ではなく、各構成員の地位に応じて付与されていた。

審判所は、「出資の数」による判定には、出資を均等の割合的単位として数えることのできる口数の定めを要するとし、構成員の地位に基づく権限も「議決権のある出資」には当たらないとした。その結果、本件各保有割合は「出資の金額」によって判定すべきであると判断した。

本稿はまた、施行令上の「議決権」を、出資に法的に結び付いた意思決定機関への参加権として限定的に解すべきことを論じるとともに、持分がユニット等の共通単位に分割されながら権利内容が構成員ごとに異なる場合など、本件裁決が判断していない境界事例についても検討を加える。さらに、この結論を施行令の規定構造、課税要件の明確性及び予測可能性の観点から基本的に支持する。他方、社員数が「出資の数」に該当しない理由や、「均等の割合的単位」が要求する権利内容の同一性の程度については、なお明確化の余地があることを指摘する。加えて、外国事業体の権利関係については、まず準拠法及び契約によりその内容を確定し、その後に我が国の租税法概念へ当てはめるべきであると論じる。

（税大ジャーナル編集部）

キーワード：外国子会社合算税制、株式等保有割合、議決権のある出資、米国 LLC

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目　　次

Ⅰ　はじめに……3
Ⅱ　事案の概要……4
　1　当事者の関係及び本件各 LLC の構成……4
　2　LLC 法の規律及び本件各社員 LLC の実態……5
　3　課税処分及び審査請求……5
Ⅲ　争点……6
Ⅳ　当事者の主張……6
Ⅴ　裁決要旨……7
　1　法令解釈……7
　2　本件審査請求への当てはめ……8
Ⅵ　関連する判例等の確認……9
　1　外国事業体の法人該当性に関する判断枠組み……9
　2　外国子会社合算税制における外国法上の法律関係の確定……9
Ⅶ　検討……10
　1　本件裁決の位置付けと検討の視角……10
　　⑴　本件裁決の位置付け……10
　　⑵　持株会社に係るペーパー・カンパニー除外規定の趣旨……10
　2　「出資の数」の解釈……11
　　⑴　規定の構造……11
　　⑵　各株式等保有割合の併存関係……11
　　⑶　均等の割合的単位を求めた解釈の妥当性……12
　　⑷　同解釈の射程……12
　3　「持分の個数」を社員の人数によって判定する主張……13
　4　「議決権のある出資」の解釈……13
　　⑴　議決権の意義……13
　　⑵　出資に付された議決権……14
　5　外国法上の権利関係の確定と日本の租税法概念への当てはめ……15
　6　本件裁決の射程と実務上の意義……15
　　⑴　本件裁決の射程……15
　　⑵　本件裁決では解決されていない境界事例……16
　　⑶　実務上確認すべき資料……16
　　⑷　外国子会社合算税制における意義……17
　7　小括……17
Ⅷ　結語……17

Ⅰ　はじめに

外国子会社合算税制は、外国関係会社を利用した国際的な租税回避に対処するため、一定の要件に該当する外国関係会社の所得に相当する金額を、その株主等である内国法人の所得に合算して課税する制度である(1)。平成29年度税制改正前の制度は、外国関係会社の租税負担割合を主たる基準として合算課税の対象を画していたが、同年度の改正により、外国関係会社の事業内容、活動実体及び所得の性質を重視して合算課税の対象を判定する仕組みへと改められた(2)。改正後の制度では、活動の実体を欠くペーパー・カンパニー等が特定外国関係会社として、原則として会社単位の合算課税の対象とされる(3)。もっとも、2019年(令和元年)度税制改正では、外国関係会社が固定施設を有せず、又は事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合であっても、一定の持株会社等については、所定の要件を満たす限り、ペーパー・カンパニーの範囲から除外することとされた(4)。また、租税特別措置法(以下「措置法」という。)第66条の６第２項第２号イ(3)は、外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする一定の外国関係会社について、特定外国関係会社に該当しないものとする規定であり(5)、その適用を受けるためには、持株会社が保有する外国法人が同項に規定する「外国子会社」に該当し、かつ、株式等保有割合が25%以上であることなど、同項が委任する政令において定める要件を満たす必要がある(6)。国税不服審判所令和６年11月１日裁決(以下「本件裁決」といい、本件裁決に係る審査請求を「本件審査請求」という。)では、本件審査請求における審査請求人(以下「請求人」という。)の外国関係会社である各社員LLC(以下「本件各社員LLC」という。)が保有する各LLC(以下「本件各LLC」という。)について、株式等保有割合をいかなる基準によって判定すべきかが争われた。本件各LLCには株式がなく、その持分を共通の口数に細分化する定めも置かれていなかった一方、各構成員の拠出金額及び拠出割合は明示されていた。また、業務執行権限及び重要事項に関する決定権限は、出資口数又は出資割合ではなく、各構成員の地位に応じて付与されていた。このため、租税特別措置法施行令(以下「施行令」という。)第39条の14の３第５項が規定する「出資の数」「出資の金額」又は「議決権のある出資」のいずれによって株式等保有割合を判定すべきかが問題となった。本件裁決は、「出資の数」による判定には、出資を均等の割合的単位として数えることのできる口数の定めを要するとし、本件各LLCについては同基準を用いることができないとした。また、構成員の地位に基づく決定権限は出資に付された議決権ではないとして、「議決権のある出資」による判定も否定した。その結果、本件各社員LLCが保有する株式等の保有割合は「出資の金額」によって判定すべきであり、いずれも25%未満であるとして、本件各LLCの外国子会社該当性を否

(1) 国税庁「外国子会社合算税制に関するQ&A(平成29年度改正関係等)」(平成30年１月、令和元年６月改訂)５頁。
(2) 国税庁・前掲注(１)５頁。
(3) 財務省「所得税法等の一部を改正する等の法律案要綱」(https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/193diet/st290203y.htm)。
(4) 国税庁・前掲注(１)１頁、20～21頁。
(5) 租税特別措置法第66条の６第２項第２号イ(３)。
(6) 国税不服審判所令和６年11月１日裁決(裁決事例集137号)別紙「関係法令」。

定した(7)。

本件裁決の意義は、単に本件各 LLC の株式等保有割合の計算方法を示したことにとどまらない。外国法及び LLC 契約によって柔軟に設計された持分、拠出及び意思決定権限を、我が国の租税法上の「出資の数」「出資の金額」及び「議決権のある出資」という概念にどのように当てはめるかについて、一定の判断枠組みを示した点にある。先行研究では、外国事業体の我が国の租税法上の法人該当性や、外国法上成立した法律関係を我が国の租税法上の概念に当てはめる方法について検討が重ねられてきた(8)。他方、持株会社に係るペーパー・カンパニー除外規定の適用上、米国 LLC の株式等保有割合を判定するに当たり、「出資の数」「出資の金額」及び「議決権のある出資」の相互関係を直接検討した研究は、なお限定的である。本稿は、本件裁決の分析を通じて、これらの判定基準の適用関係及び判断枠組みを明らかにし、従来の研究を補完するものである。

以上を踏まえ、本稿の中心的な問いは、米国 LLC の持分について、施行令上の各判定基準の適用可能性を、どのような判断枠組みによって確定すべきかという点にある。この問いを検討するため、まず本件審査請求における事実関係、当事者の主張及び裁決の判断を整理し、関連する判例等を確認する。その上で、①「出資の数」について均等の割合的単位への細分化を求めた解釈の妥当性、②構成員の地位に基づく決定権限と「議決権のある出資」との関係、③本件裁決が持株会社に係る除外規定及び他の外国事業体に及ぼす射程について検討する。

Ⅱ　事案の概要

１　当事者の関係及び本件各 LLC の構成

請求人は内国法人であり、米国法人である E2 社の発行済株式の 100％を保有していた。E2 社は E3 社に対して、その拠出資本の総額の 100％を拠出していた。さらに、E3 社を頂点とする企業グループ内には、米国法人４社の本件各社員 LLC が存在し、それぞれが米国 H 州の Limited Liability Company Act（以下「LLC 法」という。）に基づいて設立された本件各 LLC に資本を拠出していた(9)（以下、本件各社員 LLC 及び本件各 LLC を個別に指す場合には、それぞれ「本件社員 LLC１」ないし「本件社員 LLC４」及び「本件 LLC１」ないし「本件 LLC４」という。）。また、本件各社員 LLC と本件各 LLC との間で締結された契約書には、株式に関する規定や、拠出資本及び持分を口数に細分化する規定は設けられていなかった。一方で、各構成員の拠出金額及び拠出割合が個別に定められ、持分は、資本、損益、分配その他の経済的利益

(7) 国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決（裁決事例集 137 号）「１事実」。なお、本稿における同裁決の引用は、別途注記しない限り、同裁決書による。

(8) 外国事業体の我が国租税法上の法人該当性については、最二小判平成 27 年７月 17 日民集 69 巻５号 1253 頁（デラウェア州 LPS 事件）、東京高判平成 19 年 10 月 10 日訟月 54 巻 10 号 2516 頁（ニューヨーク州 LLC の法人該当性。原審さいたま地判平成 19 年５月 16 日訟月 54 巻 10 号 2537 頁）のほか、金子宏編「パートナーシップの課税問題」日税研論集 44 号（2000 年）所収の各論文参照。また、外国法上成立した法律関係を我が国の租税法上の概念に当てはめる方法については、小柳誠「租税法と準拠法―課税要件事実の認定場面における契約準拠法の考察―」税務大学校論叢 39 号（2002 年）123 頁以下、中里実「『租税法と私法』論再々考」税研 115 号（2004 年）79 頁以下参照。

(9) 国税不服審判所・前掲注（６）「１　事実」（３）基礎事実イないしル。

等に対する構成員の権利として定義されていた(10)。もっとも、業務執行権限及び重要事項に関する決定権限は、拠出金額又は拠出割合に応じて配分されるものではなく、各構成員の地位に応じて定められていた。その概要は、次のとおりである。

表 1「本件各 LLC における本件各社員 LLC の地位及び権限」

対象会社	本件各社員 LLC の地位	業務執行及び重要事項に関する権限
本件 LLC 1	マネージング・メンバー	日常の運営に係る決定を行い、合併等の重要事項については他の構成員とともに決定権を有する。
本件 LLC 2	マネージング・メンバー	日常の運営に係る決定を行い、合併等の重要事項については他の構成員とともに決定権を有する。
本件 LLC 3	スポンサー	業務及び資産に係る決定権限を有する。重要事項は経営委員会が決定し、本件社員 LLC３は同委員会の代表者１人を選出する。
本件 LLC 4	サブオーディネイティッド・メンバー	日常の運営権はプライオリティ・メンバーである E20 社が有するが、合併等の重要事項には本件社員 LLC４の書面による承認を要する。

出所：国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決を基に筆者作成。

２　LLC 法の規律及び本件各社員 LLC の実態

LLC 法は、構成員による拠出(Contribution)及び LLC の持分(Limited liability company interest)を定義するとともに、構成員による議決(voting)は、頭数、数、経済的持分、階級、グループその他の基準によることができる旨を定めている。一方で、持分を均等な割合的単位として口数に細分化することや口数に応じて拠出を行うことを義務付ける規定は置かれていない(11)。また、本件各社員 LLC は、いずれも独自の事務所スペースや備品を有しておらず、役員及び従業員も在籍していなかった。その業務は E3 社が担っており、本件各社員 LLC の主たる事業は、本件各 LLC に対する資本の拠出であった。さらに、本件各社員 LLC の収入は本件各 LLC から受ける剰余金の配当のみであり、事業年度末に保有する資産も、本件各 LLC に対する拠出資本のみであった(12)。

３　課税処分及び審査請求

請求人は、平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日まで及び令和３年１月１日から同年 12 月 31 日までの各事業年度の法人税について、本件各社員 LLC による本件各 LLC の株式等保有割合はいずれも 25%以上であるとして、本件各社員 LLC は特定外国関係会社に該当しないものとして申告した。これに対し、原処分庁は、当該株式等保有割合は「出資の金額」によって

(10) 国税不服審判所・前掲注(６)「１　事実」(３)基礎事実 ヘ(ロ)、リ(ロ)、ヌ(ロ)及びル(ロ)。
(11) 国税不服審判所・前掲注(６)「４　当審判所の判断」(２)イ。
(12) 国税不服審判所・前掲注(６)「１　事実」(３)カ、ヨ、タ及びレ。

判定すべきであり、その割合はいずれも 25%未満であるから、本件各 LLC は本件各社員 LLC の「外国子会社」に該当せず、本件各社員 LLC は特定外国関係会社に該当するとして、令和５年８月 29 日付で法人税及び地方法人税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分を行った。請求人は、同年 11 月 16 日、これらの処分を不服として審査請求をした(13)。

Ⅲ　争点

本件審査請求の争点は、本件各社員 LLC が請求人の特定外国関係会社に該当するか否かである。具体的には、措置法第 66 条の６第２項第２号イ(3)に規定する「外国子会社」(14)への該当性を判断するための本件各社員 LLC による本件各 LLC に対する株式等保有割合（以下「本件各保有割合」という。）について、「出資の数」又は「議決権のある出資の数」を用いて判定することができるか否かが問題となった。

Ⅳ　当事者の主張

原処分庁及び請求人の主張は、次のように整理される。

表 2「当事者の主張」

論点	原処分庁の主張	請求人の主張
「出資の数」の意味	「出資の数」とは、出資を均一の割合的単位に細分化した出資口の数を意味する。本件各 LLC 契約書には口数の定めがないため、「出資の数」を観念することはできない。	「出資の数」とは、株式会社以外の法人における出資者の地位、すなわち持分の個数を意味する。持分が口数に細分化されていなくても、持分単一主義により、社員の人数を持分の個数として数えることができる。
「議決権のある出資」の有無	各構成員の決定権限は、その構成員としての地位に基づいて付与されたものであり、出資に関連付けて付与された権限ではない。したがって、「議決権のある出資の数又は金額」を観念することはできない。	LLC はわが国の合同会社に類する法人であり、契約に「議決権」と明記されていなくても、重要事項について承認又は同意する権限は企業支配力を表章する。したがって、本件各 LLC に対する出資は「議決権のある出資」に該当する。
保有割合及び結論	「出資の金額」によって判定すると、本件各保有割合はいずれも 25%未満である。本件各 LLC は外国子会社に該当せず、本件各社員 LLC は特定外国関係会社に該当する。	「出資の数」又は「議決権のある出資の数」によって判定すると、本件各保有割合はいずれも 25%以上である。本件各 LLC は外国子会社に該当し、本件各社員 LLC は特定外国関係会社に該当しない。

(13) 国税不服審判所・前掲注（6）「１　事実」（４）。

(14) 租税特別措置法第 66 条の６第２項第２号イ（３）。

出所：国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決を基に筆者作成。

Ⅴ　裁決要旨

１　法令解釈

国税不服審判所(以下「審判所」という。)は、施行令第 39 条の 14 の３第５項が、外国法人の発行済株式等について、①株式の数、②株式の金額、③出資の数、④出資の金額、⑤議決権のある株式の数、⑥議決権のある株式の金額、⑦議決権のある出資の数及び⑧議決権のある出資の金額のいずれかによって株式等保有割合を判定する規定であると整理した(15)。その上で、各基準の解釈について、次のように判示した。

表 3「審判所による法令解釈」

論点	審判所の判断
株式等保有割合の性質	外国法人の制度が多種多様であることを踏まえ、外国関係会社が外国法人に対して実質的な支配力を有するか否かにかかわらず、両者の支配関係を画一的に判定するための簡明な基準である。
「出資の数」	「出資」は「株式」と並列して規定されている。株式が株主の地位を均等の割合的単位に細分化したものであることから、「出資の数」も、外国法人の出資を均等の割合的単位に細分化する口数の定めがある場合に限って、判定基準として用いることができる。
「議決権のある出資」	社員総会その他の意思決定機関の決議に参加する権利としての議決権が付された出資を意味する。構成員としての地位に基づく決定権限又は承認権限が存在するだけでは、直ちに「議決権のある出資」に該当しない。

出所：国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決を基に筆者作成。

(15) 国税不服審判所・前掲注(６)「４　当審判所の判断」(１)。

２　本件審査請求への当てはめ

審判所は、LLC 法及び本件各 LLC 契約書の内容を踏まえ、各判定基準について次のように判断した。

表 4「本件における各判定基準の適用」

判定基準	適用の可否	理由
株式の数又は金額	適用不可	本件各 LLC 契約書には株式に関する定めがなく、本件各 LLC は株式を発行する法人とは認められない。
出資の数	適用不可	LLC 法及び本件各 LLC 契約書のいずれにも、持分又は拠出資本を均等の割合的単位に細分化する口数の定めがない。
出資の金額	適用可能	本件各 LLC 契約書には、各構成員が拠出する金額及びその拠出割合が明記されている。
議決権のある出資の数又は金額	適用不可	本件各 LLC 契約書上の決定権限等は、各構成員の地位に基づく権利であり、社員総会その他の意思決定機関の決議に参加する権利として出資に付された議決権とは認められない。

出所：国税不服審判所令和６年 11 月１日裁決を基に筆者作成。

以上から、審判所は、本件各保有割合を「出資の金額」によって判定すべきであるとした。その結果、本件各社員 LLC による本件各 LLC に対する出資金額の割合はいずれも 25%未満であるため、本件各 LLC は本件各社員 LLC の「外国子会社」に該当しないと判断した。

また、本件各社員 LLC は、主たる事業を行うための固定施設を有しておらず、事業の管理、支配及び運営も自ら行っていなかった。さらに、措置法第 66 条の６第２項第２号イ⑶以外の同号イ⑷及び⑸の除外類型にも該当しなかった。このため、本件各社員 LLC は、同号イ⑴ないし⑸のいずれにも該当せず、請求人の特定外国関係会社に該当すると判断された(16)。

請求人が主張する「持分の個数」たる社員の人数について、審判所は、これを一般的な意味での「数」として捉えることはできるものの、株式等保有割合を算定するための「出資の数」として用いることはできないとした。また、請求人のその他の主張についても、「出資の数」が持分の個数、すなわち社員の人数を意味するとの前提に立つものであるとして、いずれも採用しなかった。なお、本件各社員 LLC の租税負担割合はいずれも 21%であり、本件審査請求における事実関係では、措置法第 66 条の６第５項第１号に規定する 30%以上という適用免除基準を満たさなかった。このため、本件各社員 LLC に係る外国子会社合算税制の適用が認められ、本件審査請求は棄却された(17)。

(16) 国税不服審判所・前掲注（６）「４　当審判所の判断」（２）。
(17) 国税不服審判所・前掲注（６）「４　当審判所の判断」（３）。

Ⅵ　関連する判例等の確認

１　外国事業体の法人該当性に関する判断枠組み

外国事業体が我が国の租税法上の「法人」に該当するか否かについて判断枠組みを示した先例として、最二小判平成27年７月17日民集69巻５号1253頁(デラウェア州LPS事件)がある。同事件は、我が国の居住者が米国デラウェア州改正統一リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ(LPS)(以下「本件 LPS」という。)を通じて米国所在の中古集合住宅の賃貸事業に出資し、当該事業から生じた損失を自己の不動産所得に係る損失として他の所得と損益通算した事案である。本件LPSが所得税法第２条第１項第７号及び法人税法第２条第４号にいう「外国法人」に該当するときは、当該事業により生じた所得はLPS に帰属し、出資者の所得計算に取り込まれないため、外国法に基づいて設立された組織体の法人該当性をいかなる基準で判断すべきかが争点となった。

同事件における最高裁は、我が国の租税法が、外国法に基づいて設立された組織体のうち、設立準拠法において法人であることが明確に規定されていないものについて、法人該当性の判断基準を定めていないことを前提に、次のとおり判示した。

「以上に鑑みると、外国法に基づいて設立された組織体が所得税法２条１項７号等に定める外国法人に該当するか否かを判断するに当たっては、まず、より客観的かつ一義的な判定が可能である後者の観点として、〔１〕当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討することとなり、これができない場合には、次に、当該組織体の属性に係る前者の観点として、〔２〕当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討することとなるものと解される。」

ここにいう「前者の観点」とは、当該組織体が権利義務の帰属主体であるかという観点を、「後者の観点」とは、設立根拠法令の文言や法制の仕組みから、日本法上の法人に相当する法的地位の付与又は不付与が明白であるかという観点を指す。最高裁は、本件 LPS について、〔１〕州 LPS 法が LPS を「separate legal entity」と定めているものの、これが日本法上の法人に相当する法的地位を意味するかは明確でないとした。その上で、〔２〕州 LPS 法が LPS に広範な事業活動の権限を認め、パートナーシップ持分を人的財産とし、パートナーは特定の LPS 財産について持分を有しないとしていることなどから、本件LPSは自ら法律行為の当事者となり、その法律効果が帰属する権利義務の主体であると認定した。以上から、本件LPSは所得税法第２条第１項第７号等にいう「外国法人」に該当すると判断した。

なお、米国 LLC については、これに先立ち、ニューヨーク州法に基づき設立された LLC が我が国の租税法上の法人に該当するとし、その構成員が受けた分配金を配当所得とした裁判例がある(東京高判平成 19 年 10 月 10 日。前掲注⑻参照)。同判決は、最高裁平成 27 年判決が示した判断枠組みに先行する裁判例として位置付けることができる。

２　外国子会社合算税制における外国法上の法律関係の確定

外国子会社合算税制の適用に当たり、外国法上成立した法律関係を我が国の租税法上の概念に当てはめた近時の事例として、審判所令和６年３月 14 日裁決がある。同裁決では、オラン

ダ法を準拠法として成立した法律関係が法人税法上の「信託」に該当するかが争われた。審判所は、準拠法及び契約文書に基づいて当事者間の権利関係を確定した上で、法人税法上の「信託」への該当性を判断した(18)。本件裁決と同じ外国子会社合算税制の適用場面において、まず外国法上の権利関係を確定し、その上で我が国の租税法上の概念への該当性を判断するという手法が採られている点で、本稿の検討に関連する。

Ⅶ　検討

１　本件裁決の位置付けと検討の視角

⑴　本件裁決の位置付け

本件裁決で争われたのは、タックスヘイブン対策税制における「株式等保有割合」の算定にあたり、施行令第 39 条の 14 の３第５項が定める複数の判定基準(出資の「数」、出資の「金額」、議決権のある出資の「数」又は「金額」)のうち、どれを本件各 LLC に適用すべきかという点である。なお、本件裁決は、米国の州法に基づき設立された LLC が日本の租税法上「法人」か「組合」かを判定した事案ではなく、米国での課税上の扱いが問題になった事案でもない。

本件各 LLC の契約書には「株式」に関する定めがなく、株式を発行する法人とは認められず、また、LLC法にも契約書にも持分を口数に細分化する定めはなかった。他方、各構成員の拠出金額は契約書に明記されていた。そこで、法令上の各判定基準が実際に適用可能かを順次検討したところ、算定可能な基準は「出資の金額」のみであり、これによって保有割合が 25% 以上になるかが判断された。

すなわち、本件裁決の意義は、「米国 LLC 一般は出資の金額で判定すべきだ」という一律のルールを示した点にあるのではなく、外国の事業体の権利関係を検討する際には、準拠法や契約上、法令が想定する判定単位(数・金額・議決権)が実際に存在するかをまず確認し、その中から適用可能な基準を選んで判定するという手順を示した点にある。

⑵　持株会社に係るペーパー・カンパニー除外規定の趣旨

平成 29 年度改正後の外国子会社合算税制では、主たる事業に必要な固定施設を持たず、かつ本店所在地国で事業の管理・支配・運営を自ら行っていない外国関係会社は、原則としてペーパー・カンパニーに該当し、会社単位の合算課税の対象となる。これは、活動実体を欠く会社を物的・機能的側面から把握し、合算課税の対象とする趣旨である。

しかしながら、国や地域によっては、商慣行や資金調達、リスク管理上の理由から、一体的な事業を複数の法人で分担し、固定施設や人員を持たない法人に株式保有等の機能だけを担わせることがあり、こうした法人を、固定施設や自己管理の欠如という形式面だけで一律にペーパー・カンパニーとして扱うと、実体ある事業の一部を担う法人まで合算課税の対象となり、日本企業の正常な海外事業を阻害しかねない。

(18) 江崎純子「外国私法により成立した法律関係が信託に該当し、外国子会社合算税制の適用において法人税法第 12 条第１項の規定が適用されることから、特定外国関係会社の基準所得金額の計算上、信託財産たる株式に係る配当に相当する金額は、子会社から受ける配当等の額として控除されると判断した事例―オランダ法を準拠法として成立した法律関係　信託該当性―」税大ジャーナル 2025.10、１～14 頁、特に 10～13 頁。

そこで令和元年度改正では、現地の実体企業と一体的に活動し、事業遂行上不可欠な機能を果たし、かつ租税回避リスクが限定的な一定の持株会社を、ペーパー・カンパニーの範囲から除外する規定が設けられた(19)。令和元年度改正における除外規定もこの趣旨に基づく。ただし、株式等の保有を主たる事業とするだけで自動的に除外されるわけではなく、保有対象の外国法人が法令上の「外国子会社」に該当することなど、所定の要件を満たす必要がある。本件審査請求においては、本件各社員 LLC が固定施設を持たず業務も他の関係会社が行っていたため、本件各 LLC が「外国子会社」に該当するかどうかが除外規定の適用を左右した。

したがって、株式等保有割合 25%以上という要件は、単なる計算上の基準ではなく、持株会社と保有対象法人との間に除外規定を適用するに足る資本関係があるかを画する入口要件である。この要件の解釈にあたっては、持株会社が実質的に影響力を持つかという抽象的な評価だけで判断するのではなく、準拠法や契約上確認できる株式等の数・金額・議決権に基づき、客観的かつ予測可能な形で保有関係を確定することが求められる。本件裁決が各判定基準の適用可能性を検討したのも、この制度上の位置付けによるものである。

２　「出資の数」の解釈

⑴　規定の構造

施行令第 39 条の 14 の３第５項は、株式等保有割合の判定基準として、株式の数又は金額、出資の数又は金額、議決権のある株式の数又は金額、議決権のある出資の数又は金額という複数の基準を定めている(20)。このうち「出資の数」による判定を行うには、「数」による割合は、比較可能な単位の存在を前提とするから、分子となる外国関係会社の保有出資と、分母となる外国法人の出資総数とを、共通の単位で数えられることが必要となる。すなわち、構成員ごとに経済的利益の割合が異なり、口数のような共通の計算単位が存在しない場合、構成員の人数を数えることはできても、それをそのまま「出資の数」とすることはできない。

本件裁決は、「出資」が「株式」と並列に規定されている点に着目し、株式が株主の地位を均等の割合的単位に細分化したものであることから、「出資の数」も、出資を均等の割合的単位に細分化する口数の定めがある場合にのみ用いることができると解した。この解釈は、株式との規定上の対応関係から、「数」という基準の適用には共通単位の存在が必要であることを導いたものと理解できる。

⑵　各株式等保有割合の併存関係

前述の各判定基準は一つの基準のみを選ぶ排他的な選択肢ではなく、対象となる外国法人の法的構造に照らして算定可能な複数の株式等保有割合が併存する仕組みだと解され、各基準相互に一般的な優先順位はない。したがって、複数の割合を算定できる場合は、そのいずれか一つでも 25%以上であれば、外国子会社該当性の保有割合要件を満たすことになる。

この仕組みでは、納税者が自己に有利な基準を任意に選ぶことも、課税庁が経済的実質に最も近いと考える基準だけを選ぶことも予定されていない。まず準拠法、定款又は契約の内容に基づき、株式・出資・議決権それぞれについて数又は金額による割合を法的に観念できるかを確認し、その上で算定可能な割合を個別に計算する必要がある。たとえば、株式の数による割合と議決権のある株式の数による割合とが異なる法人では、両者は別個の基準として併存し得

(19) 国税庁・前掲注（１）20～21 頁。

(20) 租税特別措置法施行令第 39 条の 14 の３第５項。

るし、同様に、出資の口数と出資金額の双方が明確な外国法人では、両者による割合をそれぞれ検討すべきである。

外国子会社合算税制は、外国関係会社の区分、経済活動基準、租税負担割合等の複数の客観的基準を段階的に適用して、会社単位又は所得単位の合算課税の対象を判定する構造を採っている。この制度構造からみても、株式等保有割合について一つの基準を裁量的に選ぶのではなく、法令上の各基準を客観的に適用することが整合的である(21)。

本件裁決で「出資の金額」による割合のみが結論を左右したのは、同基準が他の基準に優先するためではない。本件各 LLC には株式がなく、持分を数える共通の口数も定められておらず、構成員の権限も出資に付された議決権とは認められなかったため、他の割合を算定する前提を欠いていたからである。したがって、本件裁決は、複数の基準から「出資の金額」を選択したというより、各基準の適用可能性を順次検討した結果、消去法により、同基準による割合のみが算定可能であると判断したものと位置付けるべきである。

⑶　均等の割合的単位を求めた解釈の妥当性

本件裁決の解釈は、以下の理由から、基本的に支持することができる。

第一に、請求人が主張する社員数基準によると、各社員の拠出金額や経済的利益の割合がどれほど異なっていても、全社員が同一の一単位として扱われる。例えば、二人の社員のうち一方が出資総額の大部分を負担し、他方がごく少額しか負担していない場合でも、社員数によれば保有割合はそれぞれ二分の一となる。これは、各社員が有する出資の経済的規模を反映しない結果である。第二に、施行令は「出資の数」とは別に「出資の金額」を明示的な判定基準としている。出資を数える共通単位がなく、拠出金額のみが客観的に定まっている事業体については、「出資の金額」を用いることが規定全体の構造に整合する。仮に、社員数を「出資の数」と読み替えると、出資規模にかかわらず人数による割合が優先されることになり、「出資の金額」という独立の基準を設けた意味が失われる。第三に、株式等保有割合は、外国関係会社が外国法人に現実にどの程度の影響力を行使しているかを個別に認定する基準ではなく、多様な外国法人について保有関係を画一的に判定するための基準である。外国子会社合算税制はその性質上、課税要件の明確性と執行の安定性が重視される(22)。この観点からも、契約上明確な口数や拠出金額を基準とし、構成員の実質的影響力をその都度評価する方法を採らなかったことには合理性がある。

したがって、「均等の割合的単位への細分化」という表現は条文に直接規定されていないものの、これは法令上の要件を新たに付け加えたものではなく、「出資の数」という基準を計算可能にするための前提を明らかにしたものと評価するのが相当である。

⑷　同解釈の射程

なお、本件裁決のいう「均等の割合的単位」の意味には、考察の余地がある。本件各 LLC では、持分を口数に分ける定め自体が存在しなかったため、「出資の数」を観念できないという結論は自明であった。しかしながら、契約上、持分を口数やユニットに分割しつつ、口数ご

(21) 国税庁・前掲注（１）５頁。

(22) 国税不服審判所・前掲注（６）「４　当審判所の判断」（１）イ。なお、外国子会社合算税制における合算方式及び適用除外基準に関する制度的検討として、伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税務大学校論叢 63 号（2009 年）189～356 頁参照。

とに分配権、残余財産分配権、議決権の内容が異なる場合に、なお「出資の数」を用いることができるかは、本件裁決からは明らかにならない。「均等」とは、権利内容が異なる株式会社の種類株式にも「株式の数」という基準が用いられていることを踏まえれば、権利内容が完全に同一であることまでは求めず、分子と分母を共通の単位で数えられることを意味すると解すべきである。仮に、権利内容に差異があるというだけで「出資の数」の適用を否定すれば、同基準の適用範囲を狭めすぎることにならないだろうか。

したがって、本件裁決の規範は、少なくとも本件審査請求のように、準拠法にも契約にも共通の口数その他の計算単位が存在しない場合に適用されるものと理解すべきである。契約上、数として把握できる持分単位が定められている事案では、その単位の法的性質や権利内容を個別に検討する必要がある。

３　「持分の個数」を社員の人数によって判定する主張

請求人は、持分が口数に細分化されていなくても、「持分単一主義」により、各社員の持分を一個として数えることができると主張した(23)。しかし、本件裁決の公表内容からは、「持分単一主義」という表現が一般的な会社法上の原則又は確立した学説を指すのか、それとも請求人が本件審査請求における自らの主張を説明するために用いた表現であるのかは明らかでない。そのため、本稿においては、同表現を確立した法概念として用いるべきではなく、「各構成員の持分を一個として把握するとの請求人の主張」と位置付けるのが適切である(24)。社員という地位を一つ有することと、その社員の出資が一口で構成されていることとは別の問題である。すなわち、社員の人数は出資者の人数を示すにすぎず、外国法人における出資の総数を示すものではない。また、社員の地位には、拠出に伴う経済的利益だけでなく、業務執行、情報取得、承認など複数の権利義務が含まれうる。これらをまとめて一個の「出資」と評価するには、準拠法又は契約上の根拠が必要である。この点で、社員数を「出資の数」として用いることを否定した本件裁決の結論は妥当である。しかしながら、審判所は、社員の人数は一般的な意味での「数」ではあるが「出資の数」としては用いられない、と述べるにとどまっている(25)。より正確には、社員数は「出資者の数」であって「出資の数」ではないこと、そして社員たる地位と出資の計算単位とは区別されるべきことを明示できたはずである。この意味で、結論には賛成しつつも、その理由付けにはなお充実させる余地がある。

４　「議決権のある出資」の解釈

⑴　議決権の意義

施行令第 39 条の 14 の３第５項は、議決権の有無を問わない出資と「議決権のある出資」を区別して規定している(26)。仮に、「議決権のある出資」を、業務執行権、拒否権、同意権又は承認権など、会社の運営に影響を及ぼす権限一般まで含むものと解すると、「議決権」とい

(23) 国税不服審判所・前掲注（６）「３　争点についての主張」請求人欄（１）。

(24) 「持分単一主義」は本件裁決の請求人欄で用いられた表現である。本稿では、確立した会社法上の法概念としてではなく、各構成員の持分を一個として把握するとの請求人の主張を示す用語として用いる。なお、会社法上の持分会社における持分単一主義と持分複数主義（持分均一主義）の対比については、伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社法〔第６版〕』（有斐閣）506 頁、舩津浩司『やさしい会社法講義』（日本評論社）524 頁参照。

(25) 国税不服審判所・前掲注（６）「４　当審判所の判断」（３）「請求人の主張について」。

(26) 国税不服審判所・前掲注(22)。

う法令上の概念が実質的影響力一般を意味するものとなり、同項が「議決権のある出資」という形式的な基準を採用した趣旨と整合しない。このことから、「議決権のある出資」とは、社員総会その他の意思決定機関において議案の賛否を決する議決権が出資に付与されている場合をいうと解すべきである。

請求人は、一定の事項について承認・同意を要する権限は、持分割合に応じた通常の議決権よりも強い企業支配力を示す場合があると主張した。この指摘は、経済的・実質的な影響力という観点からは理解できるものの、施行令が採用しているのは、構成員の実質的影響力を総合的に評価する基準ではなく、「議決権のある出資」の数又は金額という形式化された基準である。したがって、実質的に強い影響力を及ぼし得る権限であるというだけで、それを出資に付された議決権と評価することはできない。

⑵　出資に付された議決権

承認権や拒否権は、法人の意思決定に影響を及ぼす点では議決権と共通するが、その法的性質は異なる。議決権は、社員総会その他の意思決定機関において議案の賛否を示し、その票数又は議決割合を通じて法人の意思形成に参加する権利である。これに対し、承認権は特定の行為や決定について同意を要件とする権限であり、拒否権は反対の意思表示によってその実行を阻止する権限である。承認を与えないことが事実上の拒否として機能する場合があっても、そのことだけで当該構成員の出資に議決権が付されていることにはならない。

デラウェア州 LLC 法では、LLC 契約により構成員又は持分の種類・クラスごとに異なる権利を設定することができ、議決権を有しない構成員又は持分を設けることも認められている。また、議決方法についても、頭数、持分口数、経済的持分割合、種類又はクラスなど、様々な基準を採用することができる。さらに、LLC持分の譲受人は、契約又は構成員の同意がない限り、経済的権利を取得しても当然には業務管理への参加権を取得しない(27)。このことは、経済的持分と意思決定への参加権とが法的に別個の権利として扱われていることを示している。

したがって、施行令第 39 条の 14 の３第５項にいう「議決権のある出資」とは、意思決定に影響を及ぼす権限一般ではなく、意思決定機関における議決権が特定の出資又は持分(その種類・クラスを含む。)に法的に結び付けられ、その保有に伴って構成員に帰属する場合をいうと解すべきである。また、「議決権のある出資の数又は金額」を判定するためには、その議決権が付された出資の数又は金額を客観的に把握できることも必要となる。

本件各 LLC 契約書では、マネージング・メンバー、スポンサー、インベスター・メンバー、プライオリティ・メンバー及びサブオーディネイティッド・メンバーといった構成員の地位ごとに、業務執行権限、経営委員会メンバーの選出権限及び重要事項の承認権限が付与されていた。請求人は、一定の事項について承認・同意を要する権限は、持分割合に応じた通常の議決権よりも強い企業支配力を示す場合があると主張したが、これらの権限は、出資口数や出資金額に応じて付与されるものではなく、各構成員の地位に基づくものであり、LLC契約にも、出資金額や出資割合の増減に応じてこれらの権限が増減する旨の定めはなかった。したがって、

(27) Delaware Limited Liability Company Act, 6 Del. C. §§ 18-302(a)-(c), 18-702(a)-(b), The Delaware Code Online(https://delcode.delaware.gov/title6/c018/sc03/index.html#18-302、https://delcode.delaware.gov/title6/c018/sc07/index.html#18-702)。なお、同法は本件裁決の準拠法ではなく、米国 LLC 法制における権利設計の一例として参照するものである。

審判所がこれらの権限を「出資に基づく議決権」には当たらないと判断したことは妥当である。これらの権限は特定の出資又は持分ではなく構成員の地位に付与されたものであり、出資に付された議決権として、その数又は金額を客観的に算定することができないからである。

もっとも、本件裁決から、LLCの構成員が有する意思決定権限は常に「議決権のある出資」に当たらないという一般論を導くことはできない。本件裁決とは異なり、LLC契約において、議決権が一定の持分単位、出資割合又は種類・クラスの持分に法的に結び付けられ、その出資の数又は金額を客観的に把握できる場合には、「議決権のある出資の数又は金額」による判定が可能となる余地がある。

５　外国法上の権利関係の確定と日本の租税法概念への当てはめ

外国の事業体に日本の租税法を適用する場合には、まず、その事業体の設立準拠法及び契約に基づいて形成された権利関係を確定する必要があり、事業体の名称や日本の会社類型との表面的な類似性から、持分、拠出又は意思決定権限の内容を推測すべきではない。最高裁は、外国事業体が日本法上の「法人」に当たるかについて、設立準拠法及び契約内容から確定される権利義務関係を基礎として判断する枠組みを示した(最二小判平成 27 年 7 月 17 日)。本件裁決も、まず準拠法及び契約により権利関係を確定し、その上で施行令が定める判定基準への該当性を検討している。判断の対象は、上記Ⅵの１の最高裁判決では法人該当性、本件裁決では株式等保有割合の算定基準と異なるものの、その判断手法は共通していると評価できる。本件裁決でも、まずH州LLC法及び各LLC契約書を確認し、株式や持分口数の有無、各構成員の拠出金額・拠出割合並びに業務執行権限及び承認権限の内容を明らかにする必要があった。この段階は、日本の租税法上の概念を適用するものではなく、その前提として外国法上の権利関係を客観的資料に基づいて確定する作業である[28]。

その上で、確定した権利関係が施行令第 39 条の 14 の３第５項にいう「出資の数」、「出資の金額」又は「議決権のある出資」に該当するかを判断する。この点についても、外国私法上の法律関係を扱った先行する事例である審判所令和６年３月 14 日裁決は、契約準拠法及び契約文書に基づいて権利関係を確定した上で、日本法上の概念に当てはめて評価する手法を採っている[29]。本件裁決においても、米国 LLC や構成員持分という名称から結論を導くのではなく、共通の持分口数が存在するか、拠出金額が客観的に定まっているか、意思決定への参加権が出資の口数又は金額に法的に結び付いているかを検討し、それぞれの法概念への該当性を判断すべきである。

本件裁決は、このような二段階の判断手法に従い、まずH州LLC法及び各LLC契約書から外国法上の権利関係を確定し、その上で「出資の数」及び「議決権のある出資」には該当せず、「出資の金額」のみが適用可能であると判断した。この判断手法は、外国法上の権利関係を尊重しつつ、日本の租税法上の概念を適切に適用するものであり、課税要件の明確性及び予測可能性を確保する点でも妥当である。

６　本件裁決の射程と実務上の意義

⑴　本件裁決の射程

本件裁決の射程は限定的に理解すべきである。本件裁決では、①LLC契約書に株式の定めが

[28] 落合秀行「外国事業体の税務上の取扱いに関する考察」税務大学校論叢 73 号(2012 年)87～146 頁。
[29] 江崎・前掲注(18) １～14 頁、特に 10～13 頁。

なく株式発行法人とは認められなかったこと、②準拠法及び契約に共通の持分口数が存在しなかったこと、③構成員の意思決定権限が出資ではなく構成員としての地位に基づいて付与されていたこと、④他方で拠出金額は明確に定まっていたこと、という事実関係の下で、「出資の金額」により株式等保有割合を判定すべきであると判断した。したがって、本件裁決から「米国 LLC は一律に出資金額で判定する」との一般論を導くことはできない。持分がユニット等の共通単位に区分されている場合や、議決権が特定の出資又は持分(その種類・クラスを含む。)に法的に結び付けられ、その数又は金額を客観的に把握できる場合には、異なる判定基準が適用される余地がある。

⑵　本件裁決では解決されていない境界事例

他方、本件裁決では判断されなかった論点も残されている。

第一に、持分がユニットに分割されていても、ユニットごとに分配権その他の権利内容が異なる場合である。この場合、「出資の数」の算定に当たり、各ユニットを一律に合算できるのか、それとも種類ごとに区分すべきか、は明らかでない。

第二に、経済的持分と議決権の配分基準が一致しない場合である。米国 LLC 法制の一例であるデラウェア州法では、LLC契約により、議決権を有しない構成員又は持分の種類・クラスを設けることができるほか、議決方法についても、頭数、持分数、経済的持分、種類・クラスその他の基準によって定めることが認められている(30)。このため、経済的持分は拠出額に比例する一方で、議決権は一人一票又は種類・クラスごとに配分されることもあり得る。このような場合には、まず議決権が特定の出資又は持分に法的に結び付いているかを確認し、次にその出資の数又は金額を客観的に把握できるかを検討する必要がある。単に構成員として一人一票の権利を有するだけでは、構成員数をそのまま「議決権のある出資の数」とみることはできない。他方、「出資の数又は金額」と「議決権のある出資の数又は金額」の双方を算定できる場合には、それぞれについて計算した上で、いずれかが法令の定める基準を満たすかを判定すべきである。

第三に、特定の持分類型に重要事項に関する承認権又は拒否権が付されている場合である。これらの権限が特定の構成員に属人的に付与されたものか、それとも持分の取得及び移転に伴って承継される権利かによって、「議決権のある出資」に該当するかは異なり得る。また、持分の譲受人が分配等を受ける経済的権利のみを取得し、管理参加権を取得しない場合には、経済的権利の移転と議決権の移転とは一致しないため、両者を区別して判断する必要がある(31)。

これらの境界事例では、名称や実質的影響力のみから判断するのではなく、準拠法、契約、持分証書及び譲渡契約等に基づいて権利関係を確定し、その上で施行令上の各判定基準への該当性を検討する必要がある。

⑶　実務上確認すべき資料

実務上は、名称上又は会計上の持分割合を確認するだけでは足りない。設立準拠法、設立証明書、定款又は運営契約、拠出金額、持分の種類及び口数、譲渡記録、議決条項、承認条項、分配条項及び残余財産分配条項を確認する必要がある。また、契約書に口数や議決権に関する定めが置かれているだけでは足りず、その定めが準拠法上有効であり、実際の権利義務関係と

(30) Delaware Limited Liability Company Act・前掲注(27)。

(31) Delaware Limited Liability Company Act・前掲注(27)。

して運用されていることまで確認すべきである。

⑷　外国子会社合算税制における意義

本件審査請求においては、本件各社員 LLC が固定施設を有せず、事業を自ら管理していなかったため、本件各 LLC が「外国子会社」に該当するか否かが持株会社除外規定の適用を左右し、最終的な本件各社員 LLC の特定外国関係会社該当性を決定した。このことは、株式等保有割合の判定が単なる計算方法の問題ではなく、外国子会社合算税制の適用対象を決定する重要な課税要件であることを示している。

外国子会社合算税制は、制度の実効性を確保する一方、正常な海外事業を過度に合算課税の対象としないため、一定の形式的基準によって適用対象を区分している(32)。したがって、判定基準の解釈に当たっては、租税回避防止という制度目的だけでなく、納税者が契約書その他の客観的資料に基づいて適用関係を予測できるという法的安定性及び予測可能性にも十分配慮すべきである。

7　小括

本件裁決が、「出資の数」による判定には、出資を共通の計算単位として数えることのできる口数の定めが必要であるとし、本件各 LLC については「出資の金額」により株式等保有割合を判定したことは、施行令の文言及びその規定構造に照らして妥当である。また、構成員の地位に基づく業務執行権限、承認権限及び重要事項の決定権限を、直ちに「議決権のある出資」と認めなかった点も支持できる。施行令がいう「議決権」とは、構成員が有する影響力一般ではなく、出資に法的に結び付いた意思決定機関への参加権をいうと解すべきだからである。

他方、社員の人数がなぜ「出資の数」に該当しないのかについては、社員たる地位と出資の計算単位との相違について、もう少し説明が加えられていれば、裁決の趣旨はより明確になったものと思われる。また、「均等の割合的単位」がどの程度の権利の均等性を要求するのか、異なる種類の持分が設定されている場合にどのように判定するのかは、なお明らかでない。したがって、本件裁決は、米国 LLC 一般について一律の判定方法を示したものではなく、準拠法及び個別契約の内容に基づいて、施行令上の各判定基準を適用できるかを順次確認すべきことを示した事例として位置付けるのが相当である。

Ⅷ　結語

本件裁決は、外国子会社合算税制における持株会社除外規定の適用に当たり、米国 LLC の持分を施行令第 39 条の 14 の３第５項のいずれの基準で判定すべきかを示した点に意義がある。「出資の数」による判定には、出資を共通の計算単位として数えることのできる口数の定めが必要であり、そのような定めが存在しない本件各 LLC については、「出資の金額」により判定すべきとした判断は、施行令の規定構造及び課税要件の明確性に照らして妥当である。また、業務執行権限や重要事項の承認権限が構成員としての地位に基づいて付与され、出資口数又は出資金額に法的に結び付いていないことを理由に、「議決権のある出資の数又は金額」による判定を否定した点も支持できる。実質的な影響力の有無と、出資に議決権が付されていることとは区別して解すべきだからである。

他方、社員数がなぜ「出資の数」に当たらないのかについては、社員たる地位、出資者数及

(32) 国税庁・前掲注（１）１頁、20～21 頁参照。

び出資の計算単位の違いについて、もう少し説明が加えられていれば、裁決の趣旨はより明確になったものと思われる。また、「均等の割合的単位」が、計算単位の均等性のみを意味するのか、それとも権利内容の均等性まで要求するのかについても、本件裁決からは必ずしも明らかではなく、持分がユニット等に分割されつつ権利内容が異なる場合の判断は、今後の検討課題として残されている。

もっとも、本件裁決は、「米国 LLC については常に『出資の金額』により判定する」という一般的な基準を示したものではない。本件裁決では、①株式の定めがなく株式発行法人と認められなかったこと、②準拠法及び契約に共通の持分口数が存在しなかったこと、③構成員の権限が出資ではなく構成員としての地位に基づいていたこと、④他方で拠出金額は明確であったこと、という事実関係の下で判断が示されたものである。その射程は、これらの事実関係を前提として理解すべきである。

実務上は、名称や会計上の持分割合のみから判断するのではなく、設立準拠法、定款又は運営契約、拠出金額、持分の種類・口数、議決条項及び承認条項等を確認し、法令が予定する判定単位が実際に存在するかを検討する必要がある。本件裁決は、外国法上の権利関係を準拠法及び契約内容に基づいて確定し、その上で日本の租税法上の各判定基準への該当性を判断するという解釈手法を示した点に意義がある。本稿は、外国事業体の持分に係る株式等保有割合の判定に当たっては、事業体の名称や構成員の実質的な影響力からではなく、準拠法及び契約により確定される権利関係を基礎として、施行令が定める各基準への該当性を客観的に検討すべきであると解する。この解釈は、名称や実質的影響力による個別評価を排し、課税要件の明確性及び予測可能性を確保する点で、租税法律主義の要請にも適うものである。